

『いじめ』事案で、「教員を懲戒処分する」規定 が作られようとしています

皆さんご存知の通り、夏休み前に『岐阜市中学生いじめ自死事案』が発生しました。先日も岐阜市教育長が、その後の対応を発表したことや、岐阜市議会で特別委員会の設置を求める意見が出されたとする報道がなされました。

組合としては、「いじめへの対応が不十分であった背景には、教員のきわめて多忙な状況があった」ことから、「教員や管理職個人の責任のみにしない」や「根本的な解決のために、特に特定の中学校の置かれた状況を改善（研修校・実習校体制の見直し）する」ことを夏休み中に要請しました。

ところが今、2013年に成立した「いじめ防止対策推進法」を改正し、「いじめを放置、助長した教職員を懲戒処分とする規定」が作られようとしています。

2013年に施行された『いじめ防止対策推進法』では、いじめを「心理的・物理的な影響を与える行為で、児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義。いじめを受ける子どもの視点を重視するようになりました。また、文部科学省は2017年3月に学校などの具体的な対応策を示した『いじめ防止基本方針』を改定し、「けんかやふざけ合いでもいじめの有無を確認する」ことを追加し、**学校現場では、積極的にいじめを確認するようになっていきます**。その結果、小中高校などでいじめの認知件数は年々上昇し、2017年度は41万件を突破しました。しかし、いじめの対策が進む一方で、「重大事態」に発展したいじめも後を絶ちません。

【教職員を懲戒処分とする規定に対する意見】

- ・ 子供がいじめによって自殺した保護者の方の意見

「いじめ自殺は後を絶たず、**学校ではいじめの放置や隠蔽が繰り返されている**。法律に具体的対応策を定め、実効性を高める必要がある」「規定があれば教職員が緊張感を持って対処してくれるはず」

- ・ 全国の校長会など教育関係団体の意見

「**公立校教員の懲戒規定は地方公務員法にあるため、新たに定める必要はない**」

- ・ 教育現場からの声

「2017年からけんかやふざけ合いでもいじめの有無を確認することになり、**教員の負担がさらに増している**」、「懲戒規定は教職員のモチベーションの低下を招くので反対」、「懲戒規定を設けると、**いじめを隠す方向に傾いてしまうおそれがある**」、「現場の萎縮を招く」

皆さんはどう思いますか？確かに「いじめ」事案を意識的に隠ぺいしたとか、「いじめ」を助長した教員は、現在の「地方公務員法」によって処罰されて仕方ないかもしれません。「学校や教育委員会が隠ぺいする」ことも許されないとします。しかし、「いじめ事案に十分に対応できない極めて多忙な状況」とか「周りからの支援が得られない状況」「相談や報告がしづらい管理職」といった問題をそのままにしておいて、いじめを特定の教員の責任にして「教職員を処罰する」規定を作るのは、とても納得できません。

◆いじめ認知件数と主な出来事

